(ii)　1(b)又は1(c)の規定に基づく一時的な滞在の間に日本国の介護福祉士としての資格が与えられなかった後の期間

注釈　この3の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可されるに当たっては、(a)(i)若しくは(b)(i)の規定に該当し、かつ、再入国の許可を取得することなく日本国を出国したベトナムの自然人又は(a)(ii)若しくは(b)(ii)の規定に該当するベトナムの自然人は、日本国への入国に際し、次の(a)及び(b)の条件を満たすものとする。

(a)　11(b)(i)に規定するベトナムの調整のための機関によって実施された募集過程を経た者であること。

(b)　日本国にある公私の機関（11(a)(i)に規定する日本国の調整のための機関が紹介したものに限る。）との間の雇用契約を締結した者であること。

4　1(a)(ii)に規定する病院、研修、日本国にある公私の機関及び雇用契約、1(b)(ii)に規定する介護施設、研修、日本国にある公私の機関及び雇用契約、1(c)(ii)に規定する養成のための施設、養成及び日本国にある公私の機関並びに3に規定する日本国にある公私の機関及び雇用契約については、日本国政府がベトナム政府に対し通報する条件を満たすものとする。

5　1又は3の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可されるベトナムの自然人の日本国への入国に際し、ベトナム政府は、当該ベトナムの自然人に関する情報、1(a)(ii)、1(b)(ii)、3(a)若しくは3(b)に規定する日本国にある公私の機関又は1(c)(ii)に規定する養成のための施設の名称及び住所並びに日本国政府が要求する他の必要な情報を、外交上の経路を通じて、日本国政府に対し書面により通報する。

Ⅱ　ベトナムにおいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事する日本国の自然人の入国及び一時的な滞在

6　附属書二に定める要件を満たす日本国の自然人であって、ベトナムにおける一時的な滞在の間にベトナムの法令に基づく看護師としての認定を受けることを目的として、ベトナムにある病院（11(b)(ii)に規定するベトナムの調整のための機関が紹介したものに限る。）におけるベトナムの法令に基づいて認定された看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動に従事しようとするものについては、一年間（この期間は、必要な場合には、一回に限り一年更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該活動が当該病院との間のベトナムの法令に基づく雇用契約に基づいて行われることを条件とする。

7　6の規定に基づく一時的な滞在の間にベトナムの法令に基づき看護師として認定された日本国の自然人については、ベトナムにおける一時的な滞在の間にベトナムにある医療機関との間のベトナムの法令に基づく雇用契約に基づいてベトナムの法令上の看護師として業務に従事するため、三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

注釈　この7の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可されるに当たっては、同規定に該当し、かつ、再入国の許可を取得することなくベトナムを出国した日本国の自然人は、ベトナムへの入国に際し、次の(a)及び(b)の条件を満たすものとする。

(a)　11(a)(ii)に規定する日本国の調整のための機関によって実施された募集過程を経た者であること。

(b)　ベトナムにある医療機関（11(b)(ii)に規定するベトナムの調整のための機関が紹介したものに限る。）との間のベトナムの法令に基づく雇用契約を締結した者であること。

8　6に規定するベトナムにある病院、研修及び雇用契約並びに7に規定するベトナムにある医療機関及び雇用契約については、ベトナム政府が日本国政府に対し通報する条件を満たすものとする。

9　6又は7の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可される日本国の自然人のベトナムへの入国に際し、日本国政府は、当該日本国の自然人に関する情報、6に規定するベトナムにある病院又は7に規定するベトナムにある医療機関の名称及び住所並びにベトナム政府が要求する他の必要な情報を、外交上の経路を通じて、ベトナム政府に対し書面により通報する。

10　日本国の介護福祉士に相当する資格がベトナムにおいて設けられる場合には、ベトナム政府は、日本国政府と協議を行う。

Ⅲ　一般条項

11(a)　日本国政府は、次の(i)及び(ii)に規定する日本国の調整のための機関をベトナム政府に対し通報する。

(i)　1又は3の規定に基づき日本国への入国及び日本国における一時的な滞在を許可されるベトナムの自然人の受入れに関する一の調整のための機関

(ii)　6又は7の規定に基づきベトナムへの入国及びベトナムにおける一時的な滞在を許可される日本国の自然人の送出しに関する一の調整のための機関

注釈　日本国政府は、ベトナム政府に対し、(i)及び(ii)に規定する調整のための機関として単一の機関を通報することができる。

(b)　ベトナム政府は、次の(i)及び(ii)に規定するベトナムの調整のための機関を日本国政府に対し通報する。

(i)　(a)(i)に規定するベトナムの自然人の送出しに関する一の調整のための機関

(ii)　(a)(ii)に規定する日本国の自然人の受入れに関する一の調整のための機関

注釈　ベトナム政府は、日本国政府に対し、(i)及び(ii)に規定する調整のための機関として単一の機関を通報することができる。

(c)　両政府は、次のことを確保する。

(i)　(a)(i)に規定する日本国の調整のための機関と(b)(i)に規定するベトナムの調整のための機関との間で、当該日本国の調整のための機関が(a)(i)に規定するベトナムの自然人を1(a)(ii)、1(b)(ii)、1(c)(ii)、3(a)又は3(b)に規定する日本国にある公私の機関に紹介することについての契約を締結すること。

(ii)　(a)(ii)に規定する日本国の調整のための機関と(b)(ii)に規定するベトナムの調整のための機関との間で、当該ベトナムの調整のための機関が(a)(ii)に規定する日本国の自然人を6に規定するベトナムにある病院又は7に規定するベトナムにある医療機関に紹介することについての契約を締結すること。

(d)　各締約国の政府は、(a)又は(b)に規定する自国の調整のための機関が、自国の関連する政府当局による許可その他の自国において効力を有する法令の要件に従ってそれぞれの活動を行うことを確保する。

12(a)　一方の締約国の政府は、次の(i)又は(ii)に掲げる規定に基づき自国への入国及び自国における一時的な滞在を許可される他方の締約国の自然人の年間の最大人数を決定することができる。

(i)　当該政府が日本国政府である場合には、1の規定

(ii)　当該政府がベトナム政府である場合には、6の規定

(b)　一方の締約国の政府は、この取極に基づく入国及び一時的な滞在の許可に基づき自国に滞在する他方の締約国の自然人の最大人数を決定することができる。

(c)　一方の締約国の政府は、自国の社会又は労働市場に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合には、(a)又は(b)に規定する人数に関して必要と認める他の決定（この取極に基づく約束の実施の一時的な停止を含む。）を行うことができる。

(d)　一方の締約国の政府は、(a)、(b)又は(c)の規定に従って行う決定を、当該決定の実施の前に他方の締約国の政府に対し通報する。一方の締約国の政府は、(c)の規定に従って決定を行う場合には、その通報の時と当該決定が実施される時との間に九十日の期間を置くよう努めるとともに、迅速なかつ相互に満足すべき解決を得るために、その通報の後遅滞なく他方の締約国の政府と協議を開始するよう努める。

13(a)　一方の締約国の政府は、この取極に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の自然人に対し、入国前に、適当な査証又はこれに相当するもの及び必要な場合には当該一方の締約国の権限のある当局により与えられる関係する就労許可その他当該一方の締約国の政府が要求する必要な文書を取得することを要求することができる。

(b)　一方の締約国の政府は、入国及び一時的な滞在に適用される自然人の移動に関する自国の法令に従わない他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在を拒否する権利を留保する。

14　両政府は、この取極の実施のために相互に協力し、及び協議する。そのような協力及び協議は、両政府の相互の同意により、ＪＶＥＰＡに基づいて開催される自然人の移動に関する小委員会の会合の機会に行うことができる。